

交 対 本 第 2 6 号
交 対 協 第 9 - 6 号
令 和 7 年 9 月 1 9 日

各関係機関・団体の長 殿

山梨県交通安全対策本部長
山梨県交通対策推進協議会長
山梨県知事 長崎 幸太郎
(公 印 省 略)

飲酒運転事故防止警報について（通知）

このことについて、「山梨県飲酒運転根絶運動実施要領」に基づき、次のとおり飲酒運転事故防止警報を発出します。

貴職におかれましては、所属する会員、事業所等に対し飲酒運転事故防止警報を周知するとともに、飲酒運転根絶を呼び掛ける等、飲酒運転事故防止対策の積極的な推進をお願いいたします。

1 飲酒運転事故防止警報

対象期間 令和7年10月1日(水)から令和7年10月10日(金)までの間
対象地域 山梨県内全域

山梨県交通安全対策本部
山梨県交通対策推進協議会
事務局：総合県民支援局県民生活支援課
交通安全担当 橘田
TEL 055-223-1353
FAX 055-223-1692

飲酒運転事故防止警報

1 依頼事項

山梨県内において、7月末までに発生した飲酒運転による人身事故件数は、24件であり、人口10万人あたりの発生件数は3.03件で全国平均（1.02件）の3倍と、「全国ワースト1位」となります。

また、飲酒運転の摘発件数も過去5年間で増加しており、非常に憂慮すべき状況であります。

そのため、「山梨県飲酒運転根絶運動実施要領」に基づき、緊急対策として飲酒運転事故防止警報を発出します。

つきましては、次のとおり情報提供をしますので、市町村、関係機関・団体等におかれましては、飲酒運転事故防止対策を徹底するとともに、平穏な日常が一変する悲惨な交通事故が県内で増加している非常に危機的な状況にあることを県民の皆様にお伝えすることにより、交通安全の気運醸成に一層努めていただきますようお願いいたします。

2 県内の交通事故発生状況

県内の飲酒運転による人身事故発生状況【7月末時点】

○発生件数 24件（前年比＋9件）

○過去の飲酒運転による人身事故及び摘発の推移（令和7年は7月末）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
飲酒事故	38件	34件	24件	40件	33件	24件
飲酒摘発	213件	234件	292件	343件	345件	177件

3 広報・啓発時における留意点

- （1） 主催機関・団体が連携した「山梨飲酒運転根絶運動」「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」をはじめとした各種キャンペーンや広報啓発活動の実施
- （2） 飲酒運転四ない運動（「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない」）の徹底
- （3） 飲酒運転の危険性及び罰則規定についてあらゆる媒体を活用した広報等による周知徹底
- （4） 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進
- （5） 業務において自動車を使用する者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底

山梨県飲酒運転根絶運動実施要領

1 目 的

飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の市町村別発生状況のデータなどに基づき、地域ごとの発生要因等の分析、広報、啓発等を行い、県民一人ひとりの飲酒運転根絶意識の高揚を図る。また、飲酒運転を防止するための措置を強化する必要がある場合は、警報を発出して、県警察、市町村、その他関係機関・団体と連携協力して飲酒運転根絶の取組を推進し、飲酒運転を防止する。

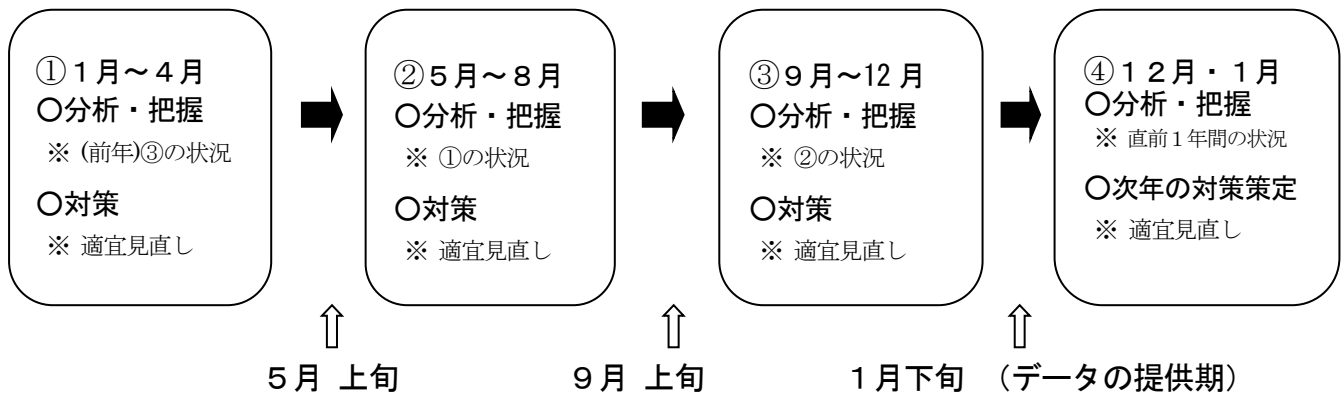
2 主 唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体 協賛機関・団体（山梨県交通安全運動基本要綱別記１のとおり）

4 実施期間 通年

5 運動の内容

- （１） 飲酒運転の根絶を地域の課題ととらえ、市町村ごとに実施する飲酒運転根絶対策の広報、啓発活動等により、地域住民の飲酒運転の根絶を目指す。
- （２） 山梨県内において、飲酒運転を伴う交通事故・事件の発生が基準に達した場合に「飲酒運転事故防止警報」を発出する。
- （３） 各関係機関等の役割
 - ・ 県は関係機関・団体等と連携し、様々な情報提供や講習会の開催等、飲酒運転根絶のため、意識の普及、啓発等に努める。
 - ・ 県警察本部は、４ヶ月ごとに、飲酒を伴う違反・事故の発生状況のデータを集計・分析し、県に提供する。
 - ・ 市町村は関係機関・団体等と連携し、飲酒を伴う違反・事故の発生状況のデータ等に基づき、飲酒運転の要因等の分析による現状把握を行い、飲酒運転根絶のため、実践的で効果的な広報、啓発等を行う。
 - ・ 関係団体は関係機関と連携し、飲酒運転根絶のための運動等に積極的に協力する。
- （４） 分析による把握と対策
 - ・ 市町村では、４ヶ月を１サイクル（①～③）として、発生状況のデータ等の分析による現状把握を行い、関係機関・団体等と連携し、各種対策を講ずる。
 - ・ 対策については、適宜、必要な見直しを行い、より効果的な運動等の推進に努める。
 - ・ 次年の対策策定を１２月・１月に行う。



(5)「飲酒運転事故防止警報」

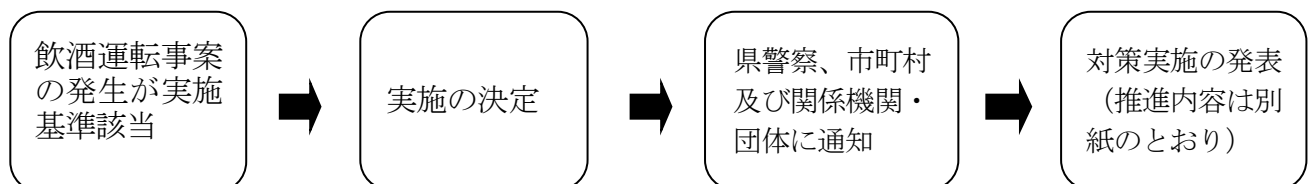
①実施基準

- ・ 飲酒運転による交通死亡事故（警察が報道機関へ発表したもの）
～ 1年以内に2件以上発生した場合
- ・ 社会的反響の大きい飲酒運転事案

②対策期間

事故発生後から概ね10日間（対策期間中、新たに重大な飲酒運転事案が発生する等、延長の必要がある場合、7日間以内で延長することができる。）

③実施の流れ



④「飲酒運転事故防止警報」を実施しない場合

交通死亡事故多発警報など他の取組と警報とが重複した場合、警報は実施しない。

別記 1 (山梨県交通安全運動 主催機関・団体、協賛機関・団体)

●主催機関・団体 43 (順序不同)

山梨県
山梨県警察
山梨県教育委員会
山梨県議会
市町村
市町村教育委員会
関東運輸局山梨運輸支局
山梨労働局
国土交通省甲府河川国道事務所
山梨県市長会
山梨県町村会
山梨県道路公社
中日本高速道路(株)東京支社甲府保全・サービスセンター
中日本高速道路(株)東京支社大月保全・サービスセンター
J R 東日本八王子支社
J R 東日本長野支社
J R 東海静岡支社
富士急行(株)
山梨県公民館連絡協議会
山梨県老人クラブ連合会
山梨県青少年団体連絡協議会
山梨県連合婦人会

山梨県女性団体協議会
山梨県交通安全協会
山梨県安全運転管理者協議会
山梨県高速道路交通安全協議会
山梨県農協交通安全運動推進協議会
自動車安全運転センター山梨県事務所
自動車事故対策機構山梨支所
山梨県バス協会
山梨県タクシー協会
山梨県トラック協会
山梨県自動車整備振興会
山梨県軽自動車協会
軽自動車検査協会山梨事務所
山梨県二輪車普及安全協会
山梨県二輪車安全運転推進委員会
山梨県自動車販売店協会
山梨県指定自動車教習所協会
山梨県自転車軽自動車商協同組合
日本自動車連盟山梨支部
山梨県食品衛生協会
独立行政法人 自動車技術総合機構 関東検査部 山梨事務所

●協賛機関・団体 66 (順序不同)

甲府地方検察庁
甲府地方方法務局
甲府地方気象台
甲府保護観察所
甲府少年鑑別所
山梨県市議会議長会
山梨県町村議会議長会
山梨県公立小中学校長会
山梨県高等学校長協会
山梨県市町村教育委員会連合会
山梨県私学教育振興会
山梨県PTA協議会
山梨県高等学校PTA連合会
山梨県社会教育委員連絡協議会
山梨県保育協議会
山梨県専修学校各種学校協会
山梨県私立中学校高等学校PTA連合会
山梨県私立幼稚園PTA連合会
山梨県高等学校生徒指導主事連絡会
山梨県少年補導員連絡協議会
山梨県警察補導員連絡中央協議会
ボーイスカウト山梨連盟
ガールスカウト山梨県連盟
日本道路交通情報センター甲府センター
山梨県身体障害者運転者会
山梨県中古自動車販売協会
山梨県レンタカー協会
損害保険料率算出機構甲府自賠責損害調査事務所
山梨県消防協会
山梨県建設業協会
山梨県砂利組合連合会
山梨県山碎石事業協同組合
山梨県農業機械商業協同組合

やまなし観光推進機構
山梨県弁護士会
山梨県医師会
山梨県社会福祉協議会
山梨県人権擁護委員連合会
山梨県商工会議所連合会
山梨県商工会連合会
山梨県防犯協会
日本損害保険協会関東支部山梨損保会
山梨県老人福祉施設協議会
山梨県銀行協会
山梨県信用金庫協会
山梨県信用組合協会
生命保険協会山梨県協会
日本郵便株式会社甲府中央郵便局
山梨県たばこ商業協同組合連合会
N T T 東日本
山梨県小売酒販組合連合会
日本赤十字社山梨県支部
山梨県鮪商生活衛生同業組合
山梨県職員自家用車通勤者友の会
山梨県遊技業協同組合
山梨県大型店協議会
山梨県中小企業団体中央会
山梨県興行生活衛生同業組合
甲府・南・北・西・富士吉田ロータリークラブ
山梨県歯科医師会
甲府ホテル旅館協同組合
ライオンズクラブ オール山梨
環境パートナーシップやまなし
山梨県犯罪被害者支援連絡協議会
地域交通安全活動推進委員協議会
山梨県石油協同組合

●協賛報道機関 15 (順序不同)

山梨放送
テレビ山梨
NHK 甲府放送局
山梨日日新聞社
朝日新聞甲府総局
毎日新聞甲府支局
読売新聞甲府支局
産経新聞甲府支局

日本経済新聞甲府支局
共同通信甲府支局
時事通信甲府支局
テレビ朝日甲府支局
エフエム富士
山梨県CATV連絡協議会
山梨新報社

(合 計 124 機関・団体)

別紙 緊急対策に伴う飲酒運転根絶運動の推進項目

推進機関	主な推進内容
県	1 市町村をはじめとした県交通対策推進協議会の構成機関・団体等に対し、警報の通知をし、飲酒対策についての協力を要請する。 2 ラジオ、テレビ、県ホームページその他あらゆる広報媒体を活用し、警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。 3 報道機関に対し、警報を公表する。 4 庁内の各課・出先機関に対し、各種会議、講演会等において警報の周知と飲酒運転根絶の呼びかけを実施するよう要請する。
警 察	1 警察の有するあらゆる広報媒体を活用し、警報を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 運転免許の更新者等に対して警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。 3 飲酒運転に対する交通取締りを強化する。
市町村	1 広報車、有線・無線放送、CATV、幟旗等により、警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。 2 市町村交通安全対策推進協議会ほか関係機関・団体等に対し、警報を通知し、飲酒運転根絶についての協力を要請する。 3 市町村の各課・出先機関に対し、各種会議、講演会等において警報の周知と飲酒運転根絶の呼びかけを実施するよう要請する。
道路管理者	1 道路表示板等により、警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。
全関係機関 ・団体共通	1 各機関・団体に所属する会員、事業所等に対し、警報を周知するとともに飲酒運転根絶を呼びかける。 2 各事業所等においては、職場放送、朝礼時等を利用して警報を周知するとともに、従業員等に対して飲酒運転根絶を呼びかける。